

創和会計事務所・報酬規定及び関与内容規定

I 基本業務報酬

1. 顧問契約報酬

(消費税抜き)

① 税務会計業務報酬		顧問報酬
年間取引金額	5,000万円未満	30,000円
	5,000万円以上	40,000円
	1億円以上	50,000円
	2億円以上	60,000円
	3億円以上	70,000円
	4億円以上	80,000円
	5億円以上	90,000円
	6億円以上	1億円増すごとに20,000円相当を加算

業務内容: 税務相談・経理会計相談・試算表の作成等。
記帳代行については取引件数により加算があります。

② 決算書作成報酬		決算時
年間取引金額	5,000万円未満	150,000円
	5,000万円以上	200,000円
	1億円以上	250,000円
	2億円以上	300,000円
	3億円以上	350,000円
	4億円以上	400,000円
	5億円以上	450,000円
	6億円以上	1億円増すごとに50,000円相当を加算

業務内容: 決算相談、総勘定元帳の作成または支援、決算書の作成等。
法人税・所得税・地方税確定申告書の作成・申告。
消費税申告がある場合には30,000円を加算します。

2. 所得税確定申告書作成報酬

(消費税抜き)

① 申告書作成報酬		申告時
年金・給与合算のみ		20,000円
寄付金控除のみ		20,000円
医療費控除のみ		30,000円
住宅取得控除のみ		60,000円
株式譲渡のみ	(取引明細1枚に付き)	20,000円～
不動産譲渡所得	年取引高3,000万円未満	100,000円
	年取引高5,000万円未満	150,000円
	年取引高 1億円未満	200,000円
	年取引高 3億円未満	350,000円
	年取引高 3億円超	500,000円～
事業所得及び不動産所得(5棟10室未満/以上は顧問報酬)		
白色申告	1,000万円未満	年間100,000円
白色申告	2,000万円未満	年間200,000円
青色申告	1,000万円未満	年間150,000円
青色申告	2,000万円未満	年間300,000円
2,000万円以上は上記顧問報酬規定に準ずる。		

創和会計事務所・報酬規定及び関与内容規定

II 随時業務報酬

(消費税抜き)

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ① 年末調整業務報酬(税理士業務/年末調整及び法定調書作成申告)
従業員数1名より
5名増すごとに | 10,000円～
10,000円を加算 |
| ② 償却資産税申告書作成報酬(税理士業務)
1市区町村につき | 10,000円 |
| ③ 各種届出書類の作成報酬(税理士業務)
1事案につき
業務内容:法人設立届出書、青色申告承認申請書等、
所得税・法人税に関する各種届出書の作成・申告 | 40,000円 |
| ④ 会社設立書類作成報酬(行政書士業務)
定款作成その他の書類作成 | 80,000円 |
| ⑤ 建設業報酬(行政書士業務)
決算届出
新規手続き(実費別)
更新手続き(実費別) | 40,000円～
100,000円～
50,000円～ |
| ⑥ 会社議事録作成報酬(任意業務)
株主総会・取締役会議事録等(商業登記に係る議事録含む) | 20,000円～ |
| ⑦ 資金調達支援(任意業務)
金融機関紹介、申請書類作成、交渉等 | 融資実行額の2% |
| ⑧ 税務調査の立会い
1日当たり | 50,000円 |

III 税務会計経営等相談報酬(税理士業務)

(消費税抜き)

- | | | |
|---------------------------------------------|-----------------------------|---------|
| 1. 基本報酬 | | |
| 口頭(電話対応・メール対応)又は面談 | 30分まで | 5,000円 |
| 口頭(電話対応・メール対応)又は面談 | 以降30分毎につき | 5,000円 |
| 書面によるもの | 一事案につき | 50,000円 |
| 業務内容:簡易な税務相談・一般的な経理会計相談等 | | |
| 2. 調査研究報酬 | | |
| 事案により別途ご相談のうえご請求いたします。
業務内容:調査研究を要する税務相談 | | |
| 3. 監査業務報酬 | | |
| 訪問監査 | 顧問報酬を勘案して、月次訪問いたします。 | |
| 応接監査 | 月次顧問契約を頂いた場合、時間予約のうえ来所願います。 | |
| 業務内容:自計化の会計監査、税務・会計・経営相談等 | | |

IV 相続関係報酬(税理士/行政書士業務)

(消費税抜き)

- | | | |
|-------------------------------------|--------------|-------------|
| 1. 相続手続き報酬 | 資産の額により増加します | おおよそ遺産の2% |
| 財産目録/戸籍調べ/遺産分割協議書/仲裁
相続税申告書作成・提出 | | 最低200,000円～ |

創和会計事務所・報酬規定及び関与内容規定・附則

附則事項

- ① 給与計算は、受託できません。=>パートナー社会保険労務士ご紹介
顧問契約を頂いた場合には、一般的な給与計算のご相談には応じます。
- ② 社会保険・労働保険加入手続きは=>パートナー社会保険労務士ご紹介
- ③ 既に税理士に依頼されている事業者が当事務所へ税理士変更する場合。
東京税理士会規定により現行税理士報酬を据え置いて受託可能となります。
※綱紀監察事案※